改正案

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例

条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十条第 主項及び第四十五条第三項の規定に基づき県が管理する県道を新設 と、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準及び県 道路又は旅客特定車両停留施設を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準及び県 道路又は旅客特定車両停留施設を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準及び県 が管理する県道に設ける道路標識の寸法について定めるとともに、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八 る当該特定道路及び当該旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化 る当該特定道路及び当該旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化 を新設 といて定めるものとする。

第二条~第四条 (略)

別表第一(第二条関係)

一~三十 (略)

さ。
絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるこ道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連三十一 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩

三十二~四十二 (略)

四十三 歩行者利便増進道路

専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者、歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又

する工作物、物件又は施設を設けること。ときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する場所を確保すること。この場合において、必要があると認めると設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置口、イに規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的口、イに規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的口、イに規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的口、

| に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。) は、| 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進|

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例現。

第二条~第四条 (略)

別表第一(第二条関係

一 (三 十

に類する施設で規則で定めるものを設けること。 道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これら三十一 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩

三十二~四十二 (略)

(新設)

改

同 .項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とすること

四十四

別表第三(第四条関係)

道路をいう。 及び自転車歩行者専用道路等(自転車歩行者専用道路又は歩行者専用 歩道等(歩道又は自転車歩行者道をいう。以下この表において同じ。 以下この表において同じ。)の構造

道路(自転車歩行者道を設ける道路及び自転車歩行者専用道路等

を除く。)には、歩道を設けること。

して定めること。 は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮 7、第十号、第四十一号及び第四十二号の規定並びに当該歩道等又歩道等又は自転車歩行者専用道路等の有効幅員は、別表第一第九

その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限り でない。 せることができる構造とすること。ただし、道路の構造、 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、 かつ、 水はけの良い仕上げとし、雨水を地下に円滑に浸透さ 気象状況

値以下とすること。 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、 規則で定める

二 立体横断施設の構造

エレベーターの構造は、次のとおりとすること。

(1) る値以上とすること。 籠の寸法並びに籠及び昇降路の出入口の有効幅は、 規則で定め

(2)う。) が乗降する際に

籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡 にあっては、この限りでない。 を設けること。ただし、次に掲げる基準に適合するエレベーター 籠内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」とい

籠の出入口が複数あること。

籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに 車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であること(開閉する

四十三

現

行

別表第三 (第四条関係)

歩道等(歩道又は自転車歩行者道をいう。以下この表において同じ。)

イ 道路 (自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、 歩道を設ける

歩道等の高齢者、 歩道等の有効幅員は、 障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 別表第一第九号及び第十号の規定並びに当該

とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によ りやむを得ない場合においては、この限りでない。 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造

歩道等の縦断勾配は、 規則で定める値以下とすること。

立体横断施設

エレベーターの構造は、次のとおりとすること。

(1) 定める値以上とすること。 かごの寸法並びにかご及び昇降路の出入口の有効幅は、 規則で

(2)る基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。 路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、次に掲げ おいて「車椅子使用者」という。)が乗降する際にかご及び昇降 かご内に、車椅子を使用している者(以下この号及び第五号に

かごの出入口が複数あること。

かごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているもの 車椅子使用者が円滑に乗降できる構造であること(開閉する

(略) 五 自動車駐車場 (略)	(略) 五 自動車駐車場の構造 (略)
四路面電車停留場等(略)	四の路面電車停留場等の構造(略)
三、乗合自動車停留所	(各) 乗合自動車停留所の構造
ハ〜へ (略)	
は、この限りでない。	
降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合において	声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限
し、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇るかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到	 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、
(10) (10) (略)	(10) (10) (略)
害者が容易に操作できる構造とすること。	者が容易に操作できる構造とすること。
害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障	者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害
9 かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障	9 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害
に操作盤を設けること。	操作盤を設けること。
8 かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置	8 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に
戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	鎖を音声により知らせる設備を設けること。
(7) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の	(7) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉
する装置を設けること。	備を設けること。
(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示	(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設
ること。	こと。
(5) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設け	(5) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設ける
(4) かご内に手すりを設けること。	(4) 籠内に手すりを設けること。
	に視覚的に確認できる構造とすること。
認できる構造とすること。	設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互い
がはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確	はめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が
③ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するもの	(3) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものが
(三) (略)	(三) (略)
に限る。)。	限る。)。
現行	改正案

通路の構造は 次のとおりとすること。

- とに 同じ。 設であって、 る時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施 号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができ 行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第一条第一号から第三 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施 以上の通路の構造は、 から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち 旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下 次のとおりとすること。 乗降場ご
- 有効幅員は、 規則で定める幅員以上とすること。
- 閉して通過できる構造とすること。 とし、 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、 自動的に開閉する構造又は高齢者、 規則で定める幅以上 障害者等が容易に開
- えることができる。 ることが困難である場合は、 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代 けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合において において床面に高低差がある場合は、 (1)の一以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。 エスカレーター 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこ ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない (構造上の理由によりエスカレーターを設置す エスカレーター以外の昇降機であって エレベーター又は傾斜路を設
- する。 理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様と ことができる場合は、20の規定によらないことができる。管理上の 時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行う 留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常 限る。)を利用することにより高齢者、 適合するものに限る。 留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(ハの基準に 旅客特定車両停留施設に隣接しており、)又は傾斜路(ニの基準に適合するものに 障害者等が旅客特定車両停 かつ、 旅客特定車両停
- 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、次のとおりとすること。
- 床の表面は、平たんで、 段差を設ける場合は、 当該段差の構造は、 滑りにくい仕上げとすること。 次のとおりとする

(1) 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の構造は、次のとおりとすること。 「「関鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものとすること。」 「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない、「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない。 「大きな、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。」 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。」 「は、人」というない。 「は、人」というない。」 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。」 「は、人」というない。 「は、人」というない。」 「は、人」というない。 「は、人」の、というない。」 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」の、というない。 「は、人」というない。 「は、人」というないは、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というない。 「は、人」というないはいいないはいいないはいいないはいいはいいないはいいないはいいはいいないはいいないはいいないはいいないはいいないはいいないはいいないないはいいないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	改正案
	現行

(1) この限りでない だし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。た

り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、 、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等におい この限り

(4)(3)踏み段の有効幅は、 規則で定める幅以上とすること。

こと とすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられている 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さ

第二号二②及び③に掲げる構造とすること。

設けること。 スカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、 当該工

(9)及び(10)に掲げる構造とすること。 移動等円滑化された通路に設ける階段は、 第二号へ2から7まで、

旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、次のとおりとすること。

(2)(1)旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 規則で

定める値以下とすること。

横断勾配は、規則で定める値以下とすること。

(4)(3)用場所」という。)に接する部分には、 停留又は駐車の用に供する場所(以下4)において「旅客特定車両 するための設備が設けられていること。 ロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止 乗降場の縁端のうち、 誘導車路その他の旅客特定車両の通行、 柵、視覚障害者誘導用ブ

滑に乗降できる構造のものであること。 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円

現

- 次のとおりとすること。 旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合は、 当該便所の構造は、
- 字による案内板その他の設備を設けること る場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別があ
- (3) (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 器には、手すりを設けること。 る。)その他これらに類する小便器を設けることとし、当該小便 壁掛式小便器(受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置式小便器
- いずれかに適合するものとすること。 便所のうち一以上の便所は、次の(一)又は(二)に掲げる基準の
- 便房が設けられていること。 所)内に高齢者、 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する
- あること。 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所で
- うち一以上の通路は、 4)一の便房を設ける便所の構造は、次のとおりとすること。 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路の 第五号二(1)から(3)までに掲げる構造とす
- 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。

ること。

- りでない。 けないこと。 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設 ただし、 傾斜路を設ける場合においては、この限
- 有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設ける 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を
- 出入口に戸を設ける場合においては、 当該戸の有効幅は 規

(Ti)

四 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けるした構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。 「と。」 「世界便座及び手すりを設けること。」 「世界では、当該原所が高齢者、障害者等が容易に開閉して通りに対して通りで定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通りで定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通りで定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通りで定める。	りけ るう (4)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	回で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通りで定める幅以上とし、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けるに、単椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 「一出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。」 「一は入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。」 「一は入口には、当該便房が高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	改 正 案
				現行

(1)

案内標識の構造は、次のとおりとすること。

旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、

傾斜路、

(新設)

滑化のための主要な設備」という。) 又は⑶に規定する案内板その便所、乗車券等販売所等若しくは休憩設備(⑶において「移動等円

を设すること。 他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識	
② ① の案内標識は、日本産業規格2八二一○に適合すること。	

- (3容易に視認できる場合は、 を設けること。ただし、 にあっては、 主要な設備(第六号イ③前段の規定により昇降機を設けない場合 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には 以下イにおいて同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備 同号イ(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含 移動等円滑化のための主要な設備の配置を この限りでない 移動等円滑化のため
- |客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他||公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅 方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、 次のとおりとすること。
- (1)クを敷設すること。 ために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロッ 旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化の 自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び 歩道等、 自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、 乗合
- 通路については、この限りでない する二以上の設備がある場合であって、 所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブ ける操作盤、イ似の規定により設けられる設備(音によるものを除 定車両停留施設の通路と第二号ロ9の基準に適合する乗降口に設 :適切に実施されるときは、 ックを敷設すること。 (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特 便所の出入口及び第六号ヌの基準に適合する乗車券等販売 ただし、 当該二以上の設備間の経路を構成する 視覚障害者の誘導を行う者が常駐 当該二以上の設備間の誘導
- 設すること。 端及び下端に近接する通路には、 旅客特定車両停留施設の階段、 視覚障害者誘導用ブロックを敷 傾斜路及びエスカレーターの上

(4) (5) (略)

休憩施設は、 次のとおりとすること。

(1)びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための歩道、歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及

> イ (1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、

円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導 用ブロックを敷設すること。 留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等 路面電車停

(新設)

(2) (3) 略

口 設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存 歩道等には、 休憩施設として適当な間隔でベンチ及びその上屋を

改正案

合においては、この限りでない。 施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場

- ぼすおそれのある場合は、この限りでない。る設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供す
- とができる者を表示する案内標識を設けること。 ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用するこのために設けられる座席をいう。以下この③において同じ。)を設 ②の施設に優先席 (主として、高齢者、障害者等の優先的な利用
- 二 照明施設は、次のとおりとすること。
- 確保される場合においては、この限りでない。 自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等、(1) 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明
- (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確を間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために
- 工を設けること。

 「大道等を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しず」歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積
- 八 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法
- りとすること。 イ 移動等円滑化された通路における役務の提供の方法は、次のとお
- に掲げる基準を遵守すること。 (1) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについては、次
- 知らされるようにすること。 合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により 一 籠内については、第六号ハ②ただし書の設備が設けられた場

現行

この限りでない。
する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、

(新設)

照明施設の構造は、次のとおりとすること。

- が十分に確保される場合においては、この限りでない。 ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。
- 十分に確保される場合においては、この限りでない。 自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要があると認められる② 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高
- 箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。 障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある一 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、

(新設)

- 口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。 当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入 籠内については 第二号ロ7の設備が設けられた場合には、
- より知らされるようにすること。 場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声に 乗降ロビーについては、第二号ロ山本文の設備が設けられた
- いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにするこ 合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開 籠内については、 第二号ロ印ただし書の設備が設けられた場
- (2)機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、 利用するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該昇降 適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降 (エレベーターを除く。) であって車椅子使用者の円滑な利用に この限りでない。
- 限りでない。 ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この 合には、 移動等円滑化された通路については、 当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。 照明施設が設けられた場
- ーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにするこ の設備が設けられた場合には、 旅客特定車両停留施設のエスカレーターについては、 当該設備を使用して、 当該エスカレ 第六号ホ(6)
- りでない。 場合には、 ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限 旅客特定車両停留施設の階段については、 当該照明施設を使用して、 適切な照度を確保すること。 照明施設が設けられた
- 車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、 なる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑 当該設備を使用して、 に乗降できる場合は、この限りでない。 旅客特定車両停留施設の乗降場については、 車椅子使用者が円滑に乗降するために必要と スローブ板その他の
- 旅客特定車両の運行に関する情報の提供は、 次のとおりとするこ

現

行

- による表示が困難な場合は、この限りでない。 文字等文字等により適切に表示されるようにすること。ただし、文字等の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するため
- 困難な場合は、この限りでない。
 声により提供されるようにすること。ただし、音声による提供が一声により提供されるようにすること。ただし、音声による提供が一設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音
- へ

 便所における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。
- 造が音により視覚障害者に示されるようにすること。 及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構のに限る。)が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用の限の出入口付近については、第五号リ⑴の設備(音によるも
- いるときは、この限りでない。度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されて関を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されて明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照所又は同号リ④口の便所との間の経路における通路については、照別を動等円滑化された通路と第五号リ④口の便房が設けられた便
- ること。
 「乗車券等販売所等における役務の提供の方法は、次のとおりとす」
- □ 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所等については、照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日常がある通路については、照明施設が設けられた場合には、当該おりでは、の間の経路に対しては、のでは、次に掲げる基準を遵守すること。乗車券等販売所等については、次に掲げる基準を遵守すること。
- 出て対応すること。 使用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に口 第六号ヌ(1)三ただし書の規定が適用される場合には、車椅子
- 思疎通を図ること。
 「思疎通を図ること。」
 「はついては、第六号ヌ②の設備が備えられた場合には、聴く。」については、第六号ヌ②の設備が備えられた場合には、聴② 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除

ること。	と。	要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにすること。合には、当該設備を使用して、旅客特定車両停留施設の構造及び主ては、第七号イ似の設備(音によるものに限る。)が設けられた場り、公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所についり、	等の販売を行うこと。書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券手の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券チー第六号ルただし書の規定が適用される場合には、同号ルただし	改 正 案
				現行